



「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発」 公募に係る説明会

2024年3月21日

NEDO スマートコミュニティ・エネルギー・システム部
燃料電池・水素室

事業名：「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発」

● 背景

「水素社会」を実現するためには、水素を新たな資源と位置付け、様々なプレイヤーを巻き込んで社会実装を進めていく必要があり、地域における水素利活用のモデルの構築に向けた調査研究、実証等を通じて、地域全体で面的にも拡大しつつ全国各地での水素利活用を推進していく必要がある。

● 目的

地域における水素利活用の促進に向け、地域特性に応じた様々な需給を組み合わせた水素サプライチェーンに関して、必要となる調査研究、技術開発を行うことにより、水素社会実装のモデルを構築する。

● 事業概要

本事業では、上記の目的を達成に向けて以下の枠組みで公募を行います。

- (イ) 水素製造・利活用ポテンシャル調査
- (ロ) 地域モデル構築技術開発

1. 事業内容（1／2）

公募要領 2.



	(イ)水素製造・利活用ポтенシャル調査	(ロ)地域モデル構築技術開発
事業内容	再エネや副生ガスなどの地域資源を活用して水素を製造、貯蔵、運搬し、電化による脱炭素化が困難な業務・産業等において水素を利活用するモデルの実現可能性について、各種データ等の取得を通じて定量的に調査研究します。	電化による脱炭素が困難な様々な分野における水素利活用の自立化を目指し、水素ユーザー等がコンビナート、工場等を中心としたエリアでの水素の複合的な利活用のみならず、過去の調査等で明らかとなっている地域や産業分野の課題を解決するための、水素の製造・輸送・貯蔵を含めた蓋然性の高い将来のモデルを明確にした上で、これを実現するために必要な技術開発や、その実証に向けたFSを行います。
事業期間	交付決定日から最長2026年3月31日	
事業規模	1件あたり総額3,000万円程度 (事業費ベース)	2024年度事業規模：5億円程度 (採択案件合計、助成金ベース)
	採択審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。	

交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

※ (イ) に関しては、過去の調査委託での公募とは異なります。

- 助成率 (2/3以内 or 1/2以内)

- (イ) 水素製造・利活用ポテンシャル調査**

⇒2/3以内

- (ロ) 地域モデル構築技術開発**

- i. 地域コミュニティでの水素供給から供給・利活用までを想定したモデル構築に関する実証

⇒2/3以内

- ii. 電化が困難な熱需要等に対するオンサイト水素等を活用した、ユーザー視点での工場のCN化に関する実証

⇒2/3以内

- iii. 汎用的な熱需要等の脱炭素化ニーズに対応するための、メーカーが主体となった機器等の技術開発に関する実証

⇒1/2以内

2. 応募要件

公募要領 3.



助成事業者は、次の要件を満たす単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まれない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

2. 応募要件 (1/3)

公募要領 3.



「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」(定義) 第3条

この規程で「助成事業」とは、助成金の交付の対象となった、産業技術のうち機構が別途定めるプロジェクト基本計画に記載する研究開発計画に係る**技術開発課題を達成し実用化を図る研究開発を行う事業**をいう。

(イ) の事業における注意点：助成事業として次の要件を満たすことが必要

各要件	(イ)での提案時の補足
助成事業が、基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。	データ取得、解析、シミュレーション等の研究内容を含んだ提案とすること
助成事業終了後直ちに実用化を目指すまでの開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。（「企業化計画書」に記載）	現時点の想定にて、可能な範囲で記載
助成事業終了後、本事業の実施により、（中略）、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータも含め、具体的に説明すること。（「助成事業実施計画書」の「1.(1)③. 事業による効果」に記載。我が国産業の競争力強化、新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。）	助成事業の成果を踏まえた実用化に伴う効果、貢献等を、現時点の想定にて、可能な範囲で記載

2. 応募要件 (2/3)

公募要領 3.



「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発」は、2025年度までの事業となるため、当該年度までに成果が出る提案としてください（2026年度以降の助成事業延長について、原則認められません）。

設備製作・納入等までの長期化や事業期間を考えると、実証期間を2025年度までに収めることが難しい場合もありますが、2025年度末までに、社会実装に向けて必要なデータを一定程度取得する等の成果が得られるのであれば、ご提案いただくことは可能です（2026年度以降は原則自主研究）。

	2024年度	2025年度	(2026年度)	注意点等
実証期間が 2025年度に 収まらない	FS	設計・製作	実証	2025年度までの実証により一定の成果が得られるのであれば、(口)で提案可。（2026年度以降の更なる実証は自社負担で実施）
	FS	設計・製作	実証	実証成果が得られるのが2026年度以降の場合、FSまでの範囲を(イ)で提案。検証データが得られない提案は認められない。

※他、応募要件を満たすか判断に悩む場合は、お問い合わせください。

2. 応募要件 (3/3)

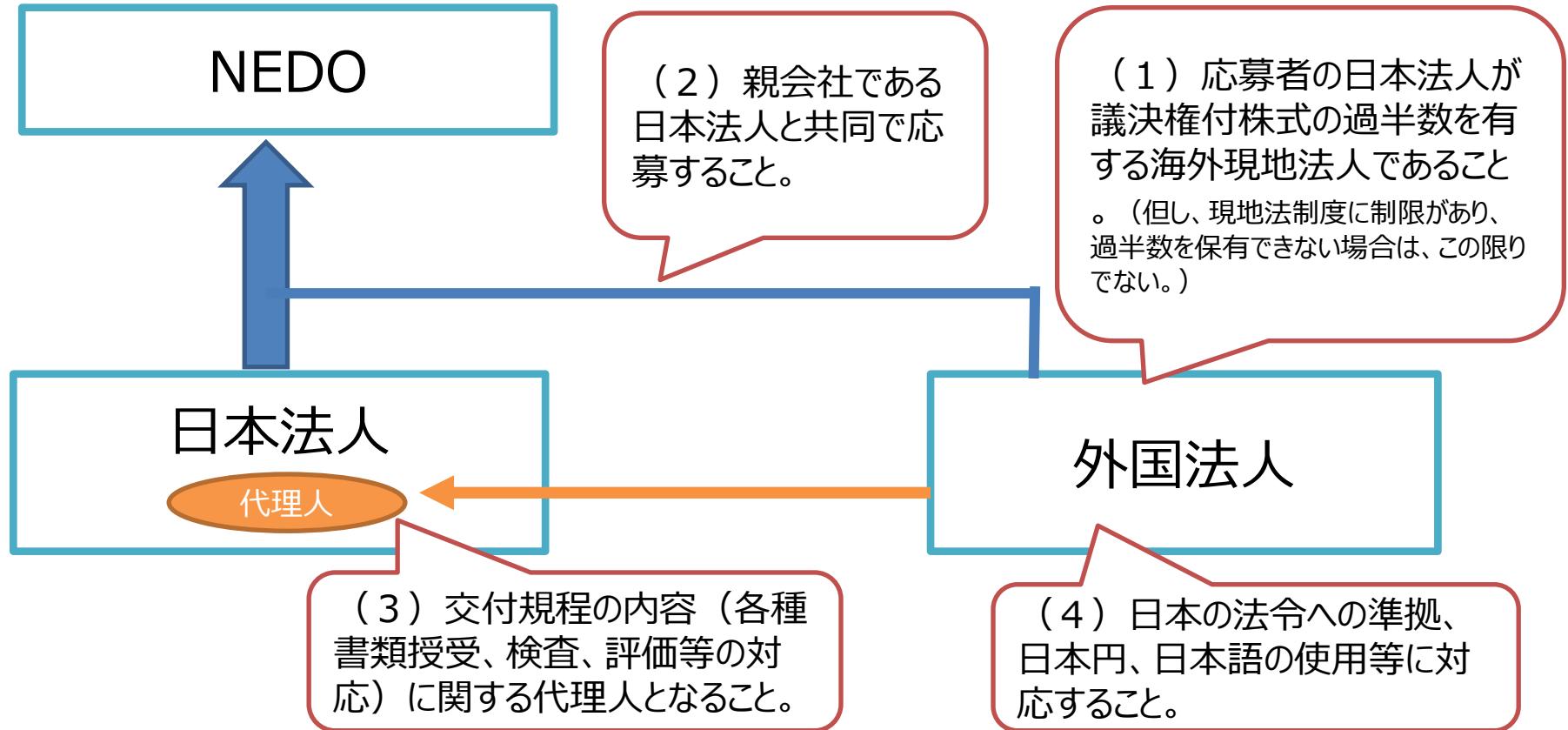
公募要領 3.



外国法人（海外現地法人）の応募要件

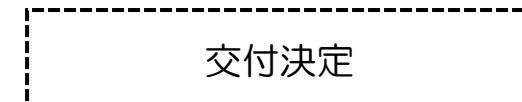
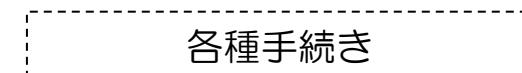
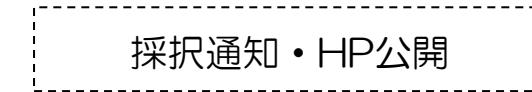
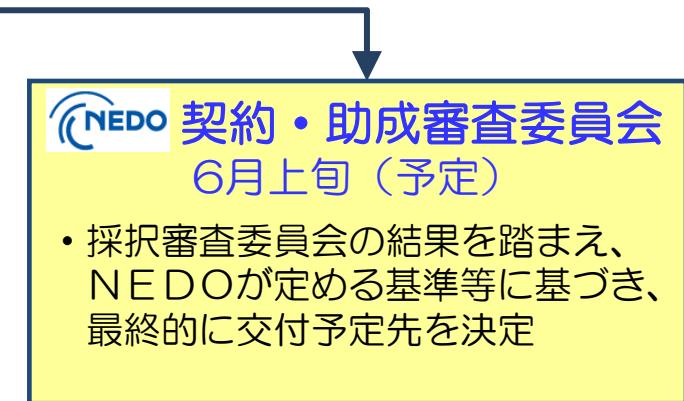
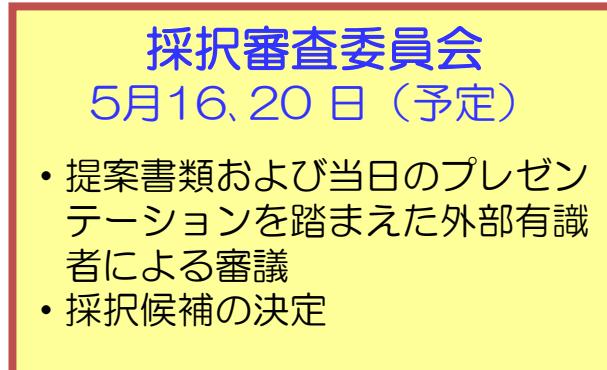
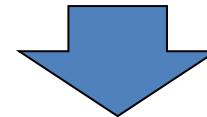
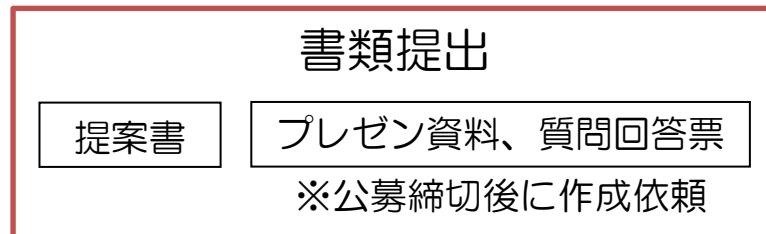
- 以下の4つの要件を満たす場合は、日本法人とその海外現地法人が共同で応募することができる。

【外国法人の応募要件（1）～（4）】（概要）



3. 審査の方法

公募要領 6.



交付先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

4. 採択審査基準 (1／2)

公募要領 6.



	(イ)水素製造・利活用ポтенシャル調査	(ロ)地域モデル構築技術開発
i .政策等との合致	当事業の目的及び政府の目指す社会実装モデルの方向性に合致している。	
ii .技術の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・新規性、独自性、技術的優位性を有する。・NEDO事業をはじめとする先行事業との差別化が図られている。	
iii .提案内容・研究計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・水素の調達・供給方法および利活用先が想定されており、対象地域選定の妥当性、提案するモデルの現実性、具体性がある。・実証・実装を見据えたモデルが提案されている。・水素製造及び利活用のポテンシャル、温室効果ガス削減効果、モデルの実現可能性に関して、データ取得、解析、シミュレーション、取りまとめ等の手法に妥当性、具体性、現実性がある。	<ul style="list-style-type: none">・水素の調達・供給方法および利活用先が想定されており、対象地域選定の妥当性、事業計画の現実性、具体性がある。・水素製造及び利活用ポテンシャル、温室効果ガス削減効果が見込まれ、その算出手法に妥当性がある。・課題を正確に捉え、実現可能な課題解決手段やマイルストーン、目標値が適切に設定されている。
iv .計画遂行力	関連分野の実績や知見、事業遂行に足る能力(人材・設備・経営基盤等)を有する。	
v .経済性・費用対効果	提案された内容に経済性・費用対効果が見込まれ、事業予算に妥当性を有する。	

⇒次ページへ続く

4. 採択審査基準 (2/2)

公募要領 6.



⇒前ページの続き

	(イ) 水素製造・利活用ポтенシャル調査	(ロ) 地域モデル構築技術開発
vi. 実用化・波及効果	<ul style="list-style-type: none">事業の成果により、横展開や実用化・事業化が見込まれる。水素需要創出、温室効果ガス削減、市場創出が期待できる。 <p>((イ)に関しては、事前検討の段階で上記が見込まれる。)</p>	
vii. 地域連携・実施体制	<ul style="list-style-type: none">事業スキーム、モデルが対象地域におけるカーボンニュートラルに向けた将来像に合致し、自治体との連携が図られている。サプライチェーン構築の視点で、適切な事業・研究体制が整っている。	

(注1) スライド4で示した事業区分の違いにより、上記採択審査基準の重み付けは異なります。

(注2) 平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況として、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点します。

(注3) 採択審査の基準については、賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。
(ただし、コンソーシアムによる提案の場合、加点対象となるのは代表法人が表明した場合のみ。)

●助成金の交付先に関する選考基準（契約・助成審査委員会の選考基準）

i. 提案書の内容が次の各号に適合していること

- 1.助成事業の目標が機構の意図と合致していること
- 2.助成事業の方法、内容等が優れていること
- 3.助成事業の経済性が優れていること
- 4.助成事業の実用化に向けたマイルストーンが明確に提示されていること

ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること

- 1.関連分野における事業の実績を有していること
- 2.助成事業を行う人員、体制が整っていること（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること）当該開発等に必要な設備を有していること
- 3.助成事業の実施に必要な設備を有していること
- 4.経営基盤が確立していること
- 5.助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること

5. 提案書類（1／2）



1. 提案書
2. 助成事業実施計画書
3. 企業化計画書
4. 事業成果の広報活動について
5. 非公開とする提案内容
6. 助成事業要約
7. 主任研究者の研究経歴書
8. その他の研究費の応募・受入状況
9. 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料（必要に応じて）
10. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
11. e-Rad応募内容提案書

⇒次ページへ続く

5. 提案書類（2／2）



⇒前ページからの続き

12. 会社案内

- 会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書。
- 過去1年以内にNEDO燃料電池・水素室と契約がある場合は不要です。

13. 直近の事業報告書

14. 財務諸表（貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む））

- 直近3年分を円単位の資料を提出ください。

15. 当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料（必要に応じ）

16. 提案書類チェックリスト

※自治体・大学等も同様に提出してください。

また、事業報告書や財務諸表等の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かるA4で4枚程度の説明資料を作成の上、提出してください（会社概要を事業報告書として提出することは認めません）。財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

5. 提案書類（参考1）



（参考）「その他の研究費の応募・受入状況」について

- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和3年12月17日改正）（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」では、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために「研究代表者・研究分担者」（注1）から必要な情報を求めてこととしています。
- 研究代表者・研究分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金（競争的研究費）を除くその他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（注2）。）の状況（配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート）を記入してください。

（注1）

NEDO事業では、各法人における研究開発責任者を指します。

（注2）

「その他の研究費」の範囲は、「指針」において「所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く」とされています。

営利法人（企業）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は商行為であり（会社法第5条）、すべて営業（資本取引に係るものなど特に定めるものは除かれます。）になります。従って、企業同士の共同研究や受託開発などは商行為であり、「その他研究費」には該当しません。

また、民間企業が社債・株式を発行して、証券市場を通じて調達した資金や、銀行などの金融機関からの借り入れで調達した資金（直接または間接金融）も、「その他研究費」には該当しません。

- 法人毎に作成いただき、委託先等も提出をお願いいたします。
- 既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみ提出でも可能です。
- 研究開発責任者が関わっている研究費に関する情報のみ提出してください。
- （左記太字下線部）e-radに登録いただいているので、それ以外という意味です。

研究者名： ●●●● ※法人毎（再委託先等含む）に提出
（提出様式）

「○○株式会社○○ ○○（研究者名）」は、以下に示す研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき適切に所属機関に報告していること、誓約いたします。
（注2）

●研究費

相手機関名 (国名)	制度名/研究課題名	受給/契約 状況	研究 期間	予算額(受入研究費額)	エフォート (%)
○○財團 (日本)	××事業/△△の開 発	申請	2021.4 ～ 2025.3	000,000 千円	10
××株式会社 (アメリカ合衆国)	■■の要素技術開 発	契約中	2018.4 ～ 2023.3	000,000 千円	20
—	—	—	—	—	15

●所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、肩

所属機関名	役職
○×研究所	主任研究員
○○大学	名誉教授
××株式会社	顧問

（エフォート）
研究開発責任者の
実質的な全仕事時間を
100%としてください

5. 提案書類（参考2）



（参考）「事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料」について

【様式】

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、従業員への賃金引上げ計画がある企業等の提案については、審査時に加点措置を行います。

加点を希望する提案者は、留意事項をご確認の上、様式による表明書をご提出ください。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの当社事業年度）（又は〇年）において、給与等受給者一人あたり（又は提案する研究開発事業に参画する研究員）の平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率〇%以上とすることを表明します。←

また、交付決定を受けた後、表明した賃金引上げが予定通り行われなかった場合は、速やかに報告いたします。

公表日（又は公表予定日）：●年●月●日

公表場所：自社 web サイト

令和 年 月 日
株式会社〇〇〇〇
(住所を記載)
代表者氏名 〇〇 〇〇

（留意事項）

- 給与等受給者一人当たりの平均受給額を、事業開始年度（又は曆年）に、対前年度（又は前年）と比べて、大企業は3%、中小企業等は1.5%以上増加させることを表明し、公表している（又は公表予定がある）場合に加点いたします。（事業開始までに公表されている必要があります。）
- 給与等受給者の範囲は、全社員を基本としますが、当該事業に参画する研究員に限ることも可能です。
- 提案者が複数者からなるコンソーシアム等の場合は、代表法人が企業等であって、賃上げの実施を表明した場合を加点対象といたします。
- 表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。また、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）いただきます。
- すでに本表明書を当該年度中にNEDOへ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

6. スケジュール

2024年

- 3月8日（金） : 公募開始
- 4月8日（月）正午 : 公募締め切り
- 4月中旬（予定） : 提案者へ採択審査委員からの質問送付
- 4月下旬（予定） : 質問回答票・プレゼン資料締め切り
- 5月16日（木）、20日（月） : 採択審査委員会（外部有識者による審査）
- 6月上旬（予定） : 契約・助成審査委員会
- 6月上旬（予定） : 交付予定先決定
- 6月下旬（予定） : 公表
- 8月頃（予定） : 交付決定

※委託先等との契約は、原則として交付決定日以降に締結のこと。

7. 交付先の通知及び公表



a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。

不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

8. 公募関連資料

下記URLより公募関連資料がダウンロードできます。
ご参照ください。

https://www.nedo.go.jp/koubo/SE2_100001_00069.html

- 公募要領
- 提案書類様式（別紙としてExcelファイル）
- 提出種類チェックリスト
- e-radへの登録方法について

※課題設定型産業技術開発費助成金交付規程、マニュアル等については以下をご参照ください。

交付規程：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

補助・助成事業の手続き：https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/itaku-gyomu_index.html#lnk10001934

4. 提出期限及び提出先

●本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他の提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メール等による提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

**【提出期限】 2024年4月8日（月）正午までに
アップロード完了**

提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/a52l3sg8j3xo>

○提案書アップロードと合わせて以下 22 項目を入力

- 1) 提案名
- 2) 事業区分（スライド4の該当する区分を選択）
- 3) 代表法人番号（13桁）
- 4) 代表法人名称
- 5) 代表法人連絡担当者氏名
- 6) 代表法人連絡担当者職名
- 7) 代表法人連絡担当者所属部署
- 8) 代表法人連絡担当者所属住所
- 9) 代表法人連絡担当者電話番号
- 10) 代表法人連絡担当者 E メールアドレス
- 11) 研究開発の概要（1,000文字以内）
- 12) 技術的ポイント（300 文字以内）
- 13) 代表法人主任研究者名
- 14) 共同提案法人名及び主任研究者名（複数の場合は、列記）
- 15) 提案法人従業員数
- 16) 提案法人資本金
- 17) 提案法人会計監査人設置有無
- 18) 利害関係者
- 19) 研究体制（提案する全ての法人名を入力）
- 20) 研究期間
- 21) 提案額
- 22) 初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- 23) 提出書類（アップロード）

5. 問い合わせ先

公募説明会以降のお問い合わせは、下記までメールにてお願いします。
(※原則4月4日（木）までにお問い合わせください)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
スマートコミュニティ・エネルギー・システム部 宮川、山上、長尾、菖蒲
E-Mail : hydrogen@ml.nedo.go.jp

※ 審査の経過等に関する問合せには応じられません。

6. 参考

過去に採択されたテーマの事業概要は以下をご参照ください。

(公募要領が変更となっていることを踏まえ、提案内容の検討において参考としてください。)

【2021年度】

- <https://www.nedo.go.jp/content/100935300.pdf>
- <https://www.nedo.go.jp/content/100940635.pdf>

【2022年度】

- <https://www.nedo.go.jp/content/100948584.pdf>
- <https://www.nedo.go.jp/content/100954346.pdf>

【2023年度】

- <https://www.nedo.go.jp/content/100963579.pdf>
- <https://www.nedo.go.jp/content/100969892.pdf>



ご応募をお待ちしております。



e-Radへの登録方法について

e-Rad（府省共通研究開発管理システム）とは

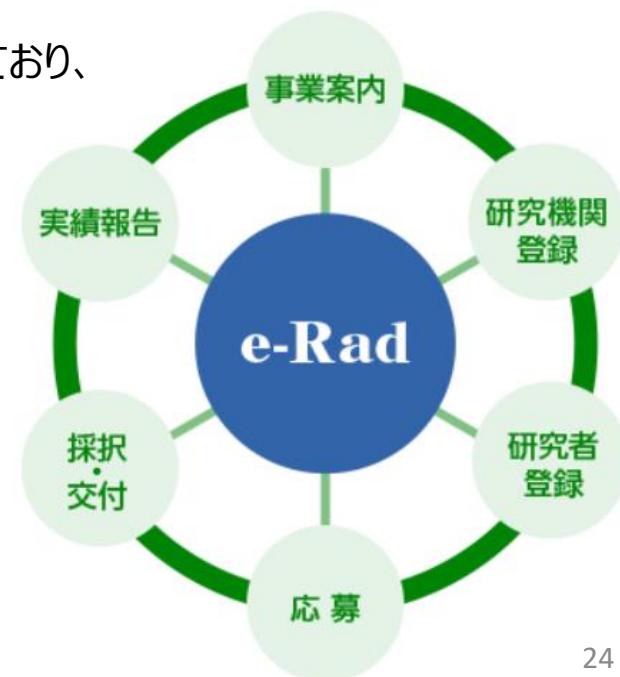
研究開発経費の適切な配分のためのオンライン研究開発管理システム

<https://www.e-rad.go.jp/>

府省共通研究開発システム（e-Rad）は、各府省等が所管する競争的研究費制度を中心とした公募型の研究資金制度について、研究開発管理に係る手続きをオンライン化し、応募受付から実績報告等の一連の業務を支援するとともに、研究者への研究開発経費の不合理な重複や過度の集中を回避することを目的とした、府省横断的なシステムです。

e-Radは、公募型の研究資金制度を所管する関係9府省により運営しており、各府省の協力の下、内閣府がシステムの開発及び運用を行っています。

**NEDOでは、e-Rad上での研究開発課題の登録と、
NEDOシステムによる提案書等の提出をお願いしております。**



公募への応募におけるe-Rad手続きの流れ

公募要領を確認

★基本的な操作方法はe-Radホームページの操作マニュアル・応募編をご参照ください。

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

提案者の
e-Radアカウントの取得

注意点①：e-Rad上での研究者アカウントの新規登録

e-Rad上で公募へ応募

注意点②：提案額（委託）、又は交付申請額（助成）の入力

注意点③：研究代表者、研究分担者の登録

e-Radで登録した応募内容
提案書を添付し、NEDOに提出

※ e-Rad 応募情報入力時の画面下部
「応募内容提案書のプレビュー」からPDFファイルをダウンロードしてください



※ 公募締切後の課題の変更・修正については、担当者にご相談ください。
内容を確認後、e-Rad配分機関（NEDO）より、修正依頼を送信いたします。

注意点① e-Rad上での研究者アカウントの新規登録について

■ 参照箇所

e-Rad ホームページ : <https://www.e-rad.go.jp/index.html>

ホームの上方メニューから

「登録・手続き」 > 「研究機関向け」、もしくは「研究者向け」 > 「新規登録の方法」

※なお、本登録に係るお問い合わせはヘルプデスク（内閣府が設置）までお願いいたします

。

登録済の研究機関に所属している場合

所属研究機関において研究者登録が可能ですので、所属機関のe-Rad事務担当にアカウント発行を依頼してください。

研究機関が未登録の場合

研究機関の登録から始める必要があります。

研究機関の新規登録申請を行うよう、所属機関の事務担当に依頼してください。

研究機関に所属していない場合

e-Radに用意してある様式から、ご自身で研究者の登録申請を行ってください。

※最大で2週間程度かかる場合があります。余裕をもって申請してください。

注意点② 提案額（委託）、又は交付申請額（助成）の入力について

- 「研究経費」には応募時点での提案額、又は交付申請額を入力してください。
- 提案書を基に直接経費・間接経費の項目に入力してください。
もし配分が困難な場合には、全額を直接経費の欄に入力ください。
(※) 直接経費の細分項目が設定されている場合には一番の上の項目に入力してください。

基本情報 研究経費・研究組織 応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費、間接経費、再委託費・共同実施費の合計	(設定なし)	1,000 円
間接経費	(設定なし)	-
再委託費・共同実施費	(設定なし)	(設定なし)

2.年度別経費内訳

大項目	中項目	2022年度	2023年度	合計	
直接 経費	直接経費	- 必須	<input type="text"/> ,000 円	<input type="text"/> ,000 円	0 円
	小計		0 円	0 円	0 円
間接経費	間接経費	必須	<input type="text"/> ,000 円	<input type="text"/> ,000 円	0,000 円
再委託費・ 共同実施費	再委託費	必須	<input type="text"/> ,000 円	<input type="text"/> ,000 円	0,000 円
合計			0 円	0 円	0 円

注意点③ 研究代表者、研究分担者の登録について

・NEDOでは、研究代表者の欄に提案代表機関の研究開発責任者または主任研究者、研究分担者の欄にその他の提案者や、委託、共同実施先となる研究先の研究開発責任者の登録をお願いしています（他機関では異なることがあります）。

(※) 委託先・共同実施先がある場合、再委託費・共同実施費は当該研究者の欄に入力をし、その他の研究者（研究代表者・研究分担者）の欄における委託費・共同実施費の項目は0円でご登録ください。

・原則、1つの研究機関に対して研究者1名登録してください（なお2名以上登録する必要がある場合、この限りではありません）

(※) 基本的な方針として研究者の登録を推奨しておりますが、状況に応じて事務担当者のアカウントでの登録も可能ですので、ご相談ください。

(※) 「技術研究組合」は、技術研究組合名義の代表者1名を登録してください。

経費の入力

「研究経費」の欄で入力した金額と、各研究者の研究経費欄の合計金額が一致する必要があるため、前項の金額を参照の上、入力してください。

エフォートの入力

e-Radにおける他の応募・もしくは既に実施している課題との兼ね合いで、ご自身で管理されているエフォート合計値が100を超えない値を入力してください。

(※) 100を超えた場合、他の応募登録の際にエラーメッセージが表示される可能性があります。

研究代表者の欄 →

研究分担者の欄 →

金額を配分して記載することが困難な場合には、
代表者に全額入力も可

(※) なお、採択後にNEDO側で確定金額を入力します。

研究組織									
1.申請額（初年度）の入力状況									
「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各項目を入力してください。 ここで入力した各費用の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費用の初年度の金額と一致するように入力してください。									
		初年度の申請額		研究者ごとの金額合計		差額			
直接経費、間接経費、再委託費・共同実施費の合計		0 円		0 円		0 円			
間接経費		0 円		0 円		0 円			
再委託費・共同実施費		0 円		0 円		0 円			
2.研究組織情報の登録									
課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。									
行の追加 選択行の削除									
研究者を検索	研究者番号 生年月日 氏名(年齢)	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位・取得年月 日・大学 役割割り 必須	直接経費 間接経費 再委託費・ 共同実施費 必須	エフォート (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動	
	代表者 XXXXXXX YYYY/MM/DD ○○ ○○ (XX歳) (△△△△ △△△△)	○○機関 ○○部局 ○○長/○○クラス	○○学位 YYYY/MM/ DD・○○ 大学	直接経費 ,000 円 間接経費 ,000 円 再委託費・ 共同実施費 ,000 円					
	XXXXXXX YYYY/MM/DD ○○ ○○ (XX歳) (△△△△ △△△△)	○○機関 ○○部局 ○○長/○○クラス	○○学位 YYYY/MM/ DD・○○ 大学	直接経費 ,000 円 間接経費 ,000 円 再委託費・ 共同実施費 ,000 円	無し				

行の追加

研究者の追加・削除

選択行の削除

【参考】問い合わせ先

1. e-Radの操作に関する質問は下記を参照のこと

- 研究者用操作マニュアル：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html
- 所属研究機関のe-Rad担当窓口
- e-Radヘルプデスク



ヘルプデスクへの連絡に際し、

- e-Radにログインし、操作マニュアルを開いた状態での連絡だと対応がスムーズとなります。
 - 公募の締切日直前等は電話回線が混雑する場合があります。
- 詳しくはコチラ <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

2. 上記で解決しない場合にはNEDO公募担当者へ

連絡の際には、公募名、研究者氏名、研究者番号、エラーメッセージのスクリーンショット等をご準備の上ご連絡ください。